



インフルエンザ予防接種 補助金のお知らせ



例年12月から3月にかけてインフルエンザが流行する季節となります

インフルエンザの予防に手洗い・うがい・マスクをしましょう

また、重症化防止に予防接種も有効な方法とされています

- ① **対象者** 全被保険者及び全被扶養者
※ 65歳以上で住所地の市区町村の利用補助を受けられる方や64歳以下でも住所地の市区町村の利用補助を受けられる方は、助成金額に関わらず補助対象外です。新型コロナウイルス感染症の流行が懸念されており、インフルエンザ予防接種の助成対象者や助成方法は市区町村によって異なりますので予めご確認下さい。
- ② **補助期間** 令和3年10月1日(金)～令和4年3月7日(月)
- ③ **補助金額** 1人につき1,500円(1,500円未満は実費の範囲まで)
年度内一人1回の利用補助
※ 13歳未満の子供で年度内2回接種した場合は2回分3,000円を補助
(2回分併せて3,000円未満の場合は実費の範囲まで)
- ④ **実施方法** 希望する医療機関で予防接種を実施して下さい。
(健保組合で指定する医療機関はありません)
- ⑤ **申請方法** 予防接種の費用を支払った領収書の原本
※ レシートの場合、接種済証等を添付して下さい。



注意事項

- ・ 領収書は必ず原本を添付して下さい。コピーや接種済証等のみでは補助はできません。
- ・ 利用補助は令和3年10月1日～令和4年3月7日まで(今年度中)に予防接種を受けたものに限ります。当該年度外に実施したものは補助対象外です。
- ・ 13歳未満の子供で年度内2回接種した場合、事務の都合上2回分併せて申請して下さい。
- ・ 領収書には「インフルエンザ予防接種」の記載がなく、別に明細書等により利用料金の確認が出来る場合は、領収書と併せて提出して下さい(写しで可)。
- ・ 今年は新型コロナワクチン接種を幅広い年齢層の方が実施されているため、インフルエンザ予防接種を希望する際は医療機関にご相談のうえ実施して下さい。